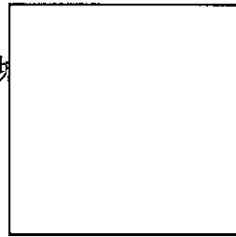


三原燃 第20-0743号
令和3年3月8日

原子力規制委員会 殿

茨城
三
代



字舟石川622番地1
株式会社
梅田賢治



三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る
保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年2月15日付け三原燃第20-0692号をもって申請しました三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書の一部を別紙のとおり補正します。

(別 紙)

加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正

1. 補正の内容

令和3年2月15日付け三原燃第20-0692号をもって申請した三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書の一部を別添1の補正対照表のとおり変更する。また、補正後の新旧対照表を別添2に示す。

2. 補正の理由

「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の改正他に伴い、令和3年2月15日付け三原燃第20-0692号をもって申請した三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書の一部について、記載の適正化を行う。

(該当箇所)：第82条，第87条の3，別表第1，別表第5，別表第16第4項，
添付3

以上

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

補正対照表

令和3年3月

三菱原子燃料株式会社

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年2月15日付け申請)	補 正 後	変更理由
<p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等を、<u>別表20</u>に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等を、<u>別表第20</u>に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>○記載の適正化。</p>
<p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第87条の3 管理総括者は、選定した緊急作業従事者を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者の線量限度は、別表第5に定める値とし、当該従事者の線量が<u>別表5</u>に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、緊急作業への従事禁止を指示する。</p> <p>(2) 緊急作業に従事させる期間中における緊急作業従事者の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該従事者に通知する。</p> <p>(3) 緊急作業従事者の受ける線量の低減を図るため、適切な放射線防護措置を講じる。</p> <p>(4) 緊急作業を行った緊急作業従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。</p>	<p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第87条の3 管理総括者は、選定した緊急作業従事者を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者の線量限度は、別表第5に定める値とし、当該従事者の線量が<u>別表第5</u>に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、緊急作業への従事禁止を指示する。</p> <p>(2) 緊急作業に従事させる期間中における緊急作業従事者の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該従事者に通知する。</p> <p>(3) 緊急作業従事者の受ける線量の低減を図るため、適切な放射線防護措置を講じる。</p> <p>(4) 緊急作業を行った緊急作業従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。</p>	<p>○記載の適正化。</p>

補正対照表

補正前（令和3年2月15日付け申請）			補正後			変更理由	
別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）			別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）				
章	保安規定	標準書（文書番号）	章	保安規定	標準書（文書番号）		
第1章 総則	第1条 目的		第1章 総則	第1条 目的			
	第2条 適用範囲			第2条 適用範囲			
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守			第3条 関係法令及び保安規定の遵守			
第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3		第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3			
	第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)		第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)		
	第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		
	第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		
	第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調査管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調査管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		
	第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)		第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)		
	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織		責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
		第17条 職務		責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)		第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
		第18条 核燃料取扱主任者の選任		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第19条 核燃料取扱主任者の職務		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第20条 意見の尊重		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第21条 安全衛生委員会		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)		第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)
第22条 安全衛生管理年間計画		安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)	第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)			
第23条 答申及び勧告の尊重		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)			
第4章 教育・訓練	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)	第4章 教育・訓練	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		
	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		
第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)	第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)		
第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)	第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)		
第7章 施設管理	第60条～第67条の3	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)	第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)		
第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)	第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)		
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)		
第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)	第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)		
第11章 火災防護活動	第89条～第94条	火災防護活動標準 (SQAS-24)	第11章 火災防護活動	第89条～第94条	火災防護活動標準 (SQAS-24)		
第12章 自然災害等発生時の保全活動	第95条～第97条	自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)	第12章 自然災害等発生時の保全活動	第95条～第97条	自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		
第13章 重大事故に至るおそれのある事故・大規模損壊発生時の保全活動	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)	第13章 重大事故に至るおそれのある事故・大規模損壊発生時の保全活動	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)		
第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)	第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		
	第102条～第120条			第102条～第120条			
第15章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)	第15章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)		
第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)	第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)		
	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)		第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)		

○記載の適正化。（条文削除による繰り上げに伴う適正化。）

補正対照表

補正前（令和3年2月15日付け申請）					補正後					変更理由
別表第5 放射線業務従事者の線量限度（第50条, 87条の3関係）					別表第5 放射線業務従事者の線量限度（第50条, 87条の3関係）					○記載の適正化。（法令名称の適正化及び5年の区分の始期と1年の始期を明示。）
実効線量限度		等価線量限度			実効線量限度		等価線量限度			
男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面	男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面	
100mSv／5年 50mSv／1年	100mSv／5年 50mSv／1年 5mSv／3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv／出産まで (注2)	100mSv／5年 50mSv／1年	500mSv／年	2mSv／出産まで (注2)	100mSv／5年(注1) 50mSv／1年(注2)	100mSv／5年(注1) 50mSv／1年(注2) 5mSv／3月(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv／出産まで(注4)	100mSv／5年(注1) 50mSv／1年(注2)	500mSv／年	2mSv／出産まで(注4)	
<p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) <u>女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く）</u> について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間</p> <p>(注2) <u>本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</u></p>					<p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「<u>核原料物質</u>又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) <u>平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間</u></p> <p>(注2) <u>4月1日を始期とする1年間</u></p> <p><u>(注3)</u> 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く） について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間</p> <p><u>(注4)</u> 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</p>					

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年2月15日付け申請)	補 正 後	変更理由																																																																		
<p>4. 整備規則(注5)附則(経過措置)第7条に基づき従前の別表16を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="142 289 1276 1806"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注6)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画</td> <td>計画策定の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)	ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)	<p>4. 整備規則(注5)附則(経過措置)第7条に基づき従前の別表第16を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="1397 289 2531 1806"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注6)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画</td> <td>計画策定の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)	ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)	<p>○記載の適正化。 *「別表第16 保安に関する記録」第1項から第3項までは変更なし。</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																																																																		
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)																																																																		
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間																																																																		
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間																																																																		
8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)																																																																		
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																																																																		
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)																																																																		
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間																																																																		
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間																																																																		
8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)																																																																		

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年2月15日付け申請)	補 正 後	変更理由
<p>(注5) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和2年4月1日施行)</p> <p>(注6) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注7) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注8) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録</p> <p>(3) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>(4) 設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録</p> <p>(5) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録</p> <p>(6) 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>(7) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(8) 校正又は検証に用いた基準の記録</p> <p>(9) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(10) 校正及び検証の結果の記録</p> <p>(11) 内部保安監査の結果の記録</p> <p>(12) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(13) 是正処置の結果の記録</p> <p>(14) 未然防止処置の結果の記録</p> <p>(注9) 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間(加工事業の許可の効力を失うまでの期間)とする。</p>	<p>(変更なし)</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年2月15日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p data-bbox="489 283 964 325">添付3 長期施設管理方針</p> <p data-bbox="578 420 875 462">(第67条の<u>3</u>関連)</p>	<p data-bbox="1736 283 2211 325">添付3 長期施設管理方針</p> <p data-bbox="1825 420 2122 462">(第67条の<u>2</u>関連)</p>	<p data-bbox="2611 409 2878 525">○記載の適正化。(条文削除による繰り上げに伴う適正化。)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年2月15日付け申請)	補 正 後	変更理由															
<p style="text-align: center;">長期施設管理方針</p> <p>長期施設管理方針 (始期：平成27年4月1日、適用期間：10年間)</p> <table border="1" data-bbox="195 451 1258 863"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>静的機器のイオン交換装置、粉末輸送装置及び輸送配管の減肉については、肉厚測定を実施する。</td> <td>中期*2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>加熱炉（乾燥機）の駆動用チェーンの疲労割れについては、駆動チェーンの伸び測定を実施する。</td> <td>中期</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>電気・計測設備の受変電・配電設備については、漏れ電流測定を実施する。</td> <td>中期*3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電気・計測設備の機械設備の制御機器の絶縁特性低下、導通不良については、熱画像測定及び絶縁抵抗測定を実施する。</td> <td>短期</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：実施時期における、平成27年4月1日からの1～3年間を「短期」、4～6年間を「中期」、7年～10年間を「長期」とする。 *2：輸送配管は、「短期」とする。 *3：全体を2回に分けて5年毎に実施する。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期*1	1	静的機器のイオン交換装置、粉末輸送装置及び輸送配管の減肉については、肉厚測定を実施する。	中期*2	2	加熱炉（乾燥機）の駆動用チェーンの疲労割れについては、駆動チェーンの伸び測定を実施する。	中期	3	電気・計測設備の受変電・配電設備については、漏れ電流測定を実施する。	中期*3	4	電気・計測設備の機械設備の制御機器の絶縁特性低下、導通不良については、熱画像測定及び絶縁抵抗測定を実施する。	短期	<p>(変更なし)</p>	
No.	施設管理の項目	実施時期*1															
1	静的機器のイオン交換装置、粉末輸送装置及び輸送配管の減肉については、肉厚測定を実施する。	中期*2															
2	加熱炉（乾燥機）の駆動用チェーンの疲労割れについては、駆動チェーンの伸び測定を実施する。	中期															
3	電気・計測設備の受変電・配電設備については、漏れ電流測定を実施する。	中期*3															
4	電気・計測設備の機械設備の制御機器の絶縁特性低下、導通不良については、熱画像測定及び絶縁抵抗測定を実施する。	短期															

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

新旧対照表 (補正後版)

令和3年3月

三菱原子燃料株式会社

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由
<p>[第1条～第67条 略]</p> <p>第6節 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持</p> <p>(新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持)</p> <p>第67条の2 建物及び設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、第60条の7に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p> <p>第7節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)</p> <p>第67条の3 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p>[同 左]</p> <p>[削 除]</p> <p>第6節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)</p> <p>第67条の2 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p>○本条項については、施設管理 第60条の7（保全計画の策定）にて読み込めることから削除する。</p> <p>○前節、前条削除に伴う適正化。</p>

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由
<p>[第68条～第81条 略]</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等を、<u>別表20</u>に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>[第83条～第87条の2 略]</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第87条の3 管理総括者は、選定した緊急作業従事者を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者の線量限度は、別表第5に定める値とし、当該従事者の線量が<u>別表5</u>に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、緊急作業への従事禁止を指示する。</p> <p>(2) 緊急作業に従事させる期間中における緊急作業従事者の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該従事者に通知する。</p> <p>(3) 緊急作業従事者の受ける線量の低減を図るため、適切な放射線防護措置を講じる。</p> <p>(4) 緊急作業を行った緊急作業従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。</p> <p>[第88条～第125条 略]</p>	<p>[同 左]</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等を、<u>別表第20</u>に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>[同 左]</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第87条の3 管理総括者は、選定した緊急作業従事者を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者の線量限度は、別表第5に定める値とし、当該従事者の線量が<u>別表第5</u>に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、緊急作業への従事禁止を指示する。</p> <p>(2) 緊急作業に従事させる期間中における緊急作業従事者の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該従事者に通知する。</p> <p>(3) 緊急作業従事者の受ける線量の低減を図るため、適切な放射線防護措置を講じる。</p> <p>(4) 緊急作業を行った緊急作業従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。</p> <p>[同 左]</p>	<p>○記載の適正化。</p> <p>○記載の適正化。</p>

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由
<p>付 則</p> <p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。</p> <p><u>ただし、廃液処理設備(6)については、事業者検査に合格した日の翌日から施行する。</u></p> <p>[2. ~3. 略]</p>	<p>付 則</p> <p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。</p> <p><u>ただし、廃液処理設備(6)については事業者検査に合格した日の翌日から、眼の水晶体の線量限度(別表第5)については令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>[同 左]</p>	<p>○眼の水晶体の線量限度についての適用は、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正の施行日からとする旨を明記する。</p>

新旧対照表

変更前（令和3年1月14日付け認可）			変更後			変更理由	
別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）			別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）				
章	保安規定 条	標準書（文書番号）	章	保安規定 条	標準書（文書番号）		
第1章 総則	第1条 目的		第1章 総則	第1条 目的			
	第2条 適用範囲			第2条 適用範囲			
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守			第3条 関係法令及び保安規定の遵守			
第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3		第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3			
	第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)		第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)		
	第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		
	第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		
	第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		
	第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)		第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)		
	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織		責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
		第17条 職務		責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)		第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
		第18条 核燃料取扱主任者の選任		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第19条 核燃料取扱主任者の職務		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)		第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)
		第20条 意見の尊重		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)		第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第21条 安全衛生委員会		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)		第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)
		第22条 安全衛生管理年間計画		安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)		第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)
第23条 答申及び勧告の尊重		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)			
第24条 力量、教育・訓練及び認識		保安教育・訓練標準 (SQAS-13)	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)			
第25条 非常時訓練		保安教育・訓練標準 (SQAS-13)	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)			
第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)	第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)		
第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)	第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)		
第7章 施設管理	第60条～第67条の3	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)	第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)		
第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)	第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)		
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)		
第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)	第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)		
第11章 火災防護活動	第89条～第94条	火災防護活動標準 (SQAS-24)	第11章 火災防護活動	第89条～第94条	火災防護活動標準 (SQAS-24)		
第12章 自然災害等発生時の保全活動	第95条～第97条	自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)	第12章 自然災害等発生時の保全活動	第95条～第97条	自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		
第13章 重大事故に至るおそれのある事故・大規模損壊発生時の保全活動	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)	第13章 重大事故に至るおそれのある事故・大規模損壊発生時の保全活動	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)		
第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)	第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		
	第102条～第120条			第102条～第120条			
第15章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)	第15章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)		
第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)	第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)		
	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)		第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)		

○記載の適正化。(条文削除による繰り上げに伴う適正化。)

新旧対照表

変更前（令和3年1月14日付け認可）					変更後					変更理由
別表第5 放射線業務従事者の線量限度（第50条、87条の3関係）					別表第5 放射線業務従事者の線量限度（第50条、87条の3関係）					○記載の適正化。（法令名称の適正化並びに5年の区分の始期及び1年の区分の始期を明示。）
実効線量限度		等価線量限度			実効線量限度		等価線量限度			
男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面	男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面	
100mSv／5年 50mSv／1年	100mSv／5年 50mSv／1年 5mSv／3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv／出産まで (注2)	150mSv／年	500mSv／年	2mSv／出産まで (注2)	100mSv／5年(注1) 50mSv／1年(注2)	100mSv／5年(注1) 50mSv／1年(注2) 5mSv／3月(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv／出産まで(注4)	100mSv／5年(注1) 50mSv／1年(注2)	500mSv／年	2mSv／出産まで(注4)	
<p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) <u>女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く）</u> について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間</p> <p>(注2) <u>本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</u></p>					<p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「<u>核原料物質</u>又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) <u>平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間</u></p> <p>(注2) <u>4月1日を始期とする1年間</u></p> <p>(注3) <u>女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く）</u> について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間</p> <p>(注4) <u>本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</u></p>					

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後			変 更 理 由																																																																
<p>4. 整備規則(注5)附則(経過措置)第7条に基づき従前の別表18を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="133 273 1276 1785"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注6)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画</td> <td>計画策定の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)	ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)	<p>4. 整備規則(注5)附則(経過措置)第7条に基づき従前の別表第16を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="1350 273 2507 1785"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注6)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td>ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画</td> <td>計画策定の都度</td> <td>(注9)</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)	ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)	<p>○記載の適正化。 *「別表第16 保安に関する記録」第1項から第3項までは変更なし。</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																																																																		
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)																																																																		
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間																																																																		
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間																																																																		
8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)																																																																		
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																																																																		
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	(注6)																																																																		
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	(注7)																																																																		
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間																																																																		
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間																																																																		
8. 保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	(注9)																																																																		
ハ 保全のために実施すべき措置に関する10年前記口の技術的な評価に基づき加工施設間の計画	計画策定の都度	(注9)																																																																		

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由
<p>(注5) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和2年4月1日施行)</p> <p>(注6) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注7) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注8) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録</p> <p>(3) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>(4) 設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録</p> <p>(5) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録</p> <p>(6) 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>(7) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(8) 校正又は検証に用いた基準の記録</p> <p>(9) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(10) 校正及び検証の結果の記録</p> <p>(11) 内部保安監査の結果の記録</p> <p>(12) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(13) 是正処置の結果の記録</p> <p>(14) 未然防止処置の結果の記録</p> <p>(注9) 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間(加工事業の許可の効力を失うまでの期間)とする。</p>	<p>(変更なし)</p>	

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由
<p data-bbox="468 279 955 323">添付3 長期施設管理方針</p> <p data-bbox="566 415 857 459">(第67条の<u>3</u>関連)</p>	<p data-bbox="1694 279 2181 323">添付3 長期施設管理方針</p> <p data-bbox="1792 415 2083 459">(第67条の<u>2</u>関連)</p>	<p data-bbox="2555 401 2878 520">○記載の適正化。(条文削除による繰り上げに伴う適正化。)</p>

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由															
<p style="text-align: center;">長期施設管理方針</p> <p>長期施設管理方針 (始期：平成27年4月1日、適用期間：10年間)</p> <table border="1" data-bbox="192 441 1261 850"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>静的機器のイオン交換装置、粉末輸送装置及び輸送配管の減肉については、肉厚測定を実施する。</td> <td>中期*2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>加熱炉（乾燥機）の駆動用チェーンの疲労割れについては、駆動チェーンの伸び測定を実施する。</td> <td>中期</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>電気・計測設備の受変電・配電設備については、漏れ電流測定を実施する。</td> <td>中期*3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電気・計測設備の機械設備の制御機器の絶縁特性低下、導通不良については、熱画像測定及び絶縁抵抗測定を実施する。</td> <td>短期</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：実施時期における、平成27年4月1日からの1～3年を「短期」、4～6年を「中期」、7年～10年を「長期」とする。 *2：輸送配管は、「短期」とする。 *3：全体を2回に分けて5年毎に実施する。</p>	No.	施設管理の項目	実施時期*1	1	静的機器のイオン交換装置、粉末輸送装置及び輸送配管の減肉については、肉厚測定を実施する。	中期*2	2	加熱炉（乾燥機）の駆動用チェーンの疲労割れについては、駆動チェーンの伸び測定を実施する。	中期	3	電気・計測設備の受変電・配電設備については、漏れ電流測定を実施する。	中期*3	4	電気・計測設備の機械設備の制御機器の絶縁特性低下、導通不良については、熱画像測定及び絶縁抵抗測定を実施する。	短期	<p>(変更なし)</p>	
No.	施設管理の項目	実施時期*1															
1	静的機器のイオン交換装置、粉末輸送装置及び輸送配管の減肉については、肉厚測定を実施する。	中期*2															
2	加熱炉（乾燥機）の駆動用チェーンの疲労割れについては、駆動チェーンの伸び測定を実施する。	中期															
3	電気・計測設備の受変電・配電設備については、漏れ電流測定を実施する。	中期*3															
4	電気・計測設備の機械設備の制御機器の絶縁特性低下、導通不良については、熱画像測定及び絶縁抵抗測定を実施する。	短期															